

一般社団法人日本歯科審美学会 次期理事長候補副理事長選出内規

- 第1条 次期理事長候補副理事長の選出方法について、役員選任規程第8条に基づき、本内規を定める。
- 第2条 理事会は、役員選任規程第8条規定の次期理事長候補副理事長を選出するため、直接投票による選挙を行う。
- 第3条 選挙管理委員会は、前条に基づく立候補者について、理事会にて選挙を行う告示をする。告示は本会ホームページにて行う。
- 第4条 本内規第2条に基づく選挙の選挙権有権者を選挙の行われる理事会への出席理事とし、選挙管理委員会の管理のもと、別に定める「選挙に関する申し合わせ」に基づき実施する。
- 第5条 本内規第3条に基づき、資格を有することを確認された立候補者が1名の場合は、理事による信任投票を行い、有効投票数の過半数をもって決する。
- 第6条 前条の信任投票にて信任が得られなかった場合、2名以上が立候補した場合及び立候補者がいなかった場合は、選挙管理委員会にて協議を行う。
- 第7条 この内規を改廃する場合は、規則検討委員会での協議のうえ、常任理事会、および理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この内規は、2018年6月3日（社員総会の日）から施行する。